

法人名 社会医療法人 恒心会
 所在地 豊見島県鹿屋市笠之原町27番22号

純資産変動計算書
 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

	積立金	積立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	当期純利益	純資産合計
令和3年3月31日 残高	2,117,964		793,298	2,911,263		2,911,263
会計年度中の変動額						
当期純利益					205,411	205,411
振替額			205,411	205,411	△ 205,411	0
会計年度中の変動額合計			205,411	205,411		0
令和4年3月31日 残高	2,117,964		998,709	3,116,674	0	3,116,674

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができます。

様式第五号

法人名 社会医療法人 恒心会

所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町27番22号

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物 4,514,383	1,408		4,515,791	2,744,271	128,108	1,771,520
	構築物 290,327			290,327	235,908	8,877	54,419
	医療用器械備品 1,098,029	9,654	11,726	1,095,957	992,048	53,633	103,909
	その他の器械備品 557,422	15,594	3,956	569,060	520,726	20,363	48,334
	車両及び船舶 14,926	15,892	14,926	15,892	882	1,795	15,010
	土地 1,198,908			1,198,908			1,198,908
計 7,673,999		42,549	30,609	7,685,939	4,493,836	212,777	3,192,103
無形固定資産	ソフトウエア 516,156	20,153		536,309	510,350	7,205	25,959
	電話加入権 2,808			2,808			2,808
				0			0
				0			0
計 518,964		20,153		539,117	510,350	7,205	28,767
その他の資産	長期前払費用 2,597		1,759	838			838
	役職員等長期貸付金 49,932	15,878	8,342	57,469			57,469
	保険積立金 281,494	3,459		284,954			284,954
	その他の固定資産 2,849		63	2,786			2,786
計 336,874		19,338	10,164	346,048			346,048

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

様式第六号

法人名 社会医療法人 恒心会
 所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町27番22号

※医療法人整理番号

引 当 金 明 細 表

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,465	192	799		1,858
賞与引当金	170,805	169,304	170,805		169,304
退職給付引当金	374,526	99,612			474,139

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 社会医療法人恒心会
 所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町27番22号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平 均 利 率 (%)	返 済 期 限
短期借入金	500,000	580,000	0.23	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	174,784	140,384	0.79	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	1,882,834	1,730,936	0.79	2033/6/10
その他の有利子負債				
合 計	2,557,618	2,451,320	—	—

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

※長期借入金の5年内における1年ごとの返済予定額総額は140,384千円である。

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人恒心会
 所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町27番22号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

事業費用明細表

(単位：千円)

区分	本来業務事業費用			附帯業務事業費用	収益業務事業費用	合計
	事業費	本部費	計			
材料費	777,861		777,861	2,173		780,034
給与費	3,458,693		3,458,693	309,472		3,768,165
委託費	352,341		352,341	24,393		376,735
経費	659,679		659,679	39,232		698,912
売上原価			0			0
その他の事業費用	32,661		32,661	325		32,987
計	5,281,237		5,281,237	375,597		5,656,834

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附隨して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によるることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 繼続企業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

・その他有価証券（市場価格のあるもの）

当会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

・その他有価証券（市場価格のないもの）

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

最終仕入原価法に基づく原価法によっております。

3 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、取得価額が20万円未満の減価償却資産（一括償却資産）については、3年間で均等に償却しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	10年～39年
建物付属設備	3年～18年
構築物	10年～50年
医療用器械備品	2年～15年
その他の器械備品	2年～15年
車両運搬具	6年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、債権について法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

①リース取引の処理方法

リース取引開始日の前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、リース物件の所有権が借り主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

②補助金等の会計処理方法

運営費補助金のように補助対象となる支出が事業費に計上されるものについては、事業収益に計上しております。

固定資産の取得に係る補助金等については、受取った会計年度に特別利益に計上しております。

なお、対象となる固定資産については法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、固定資産を直接減額する方法によって処理しております。

7 担保に供されている資産に関する事項

【担保に供されている資産】

科目	金額（千円）
建物	1, 714, 502
土地	1, 095, 520
計	2, 810, 023

【担保に係る債務】

科目	金額（千円）
短期借入金	580, 000
長期借入金（1年内返済予定をむ）	1, 871, 320
計	2, 451, 320

8 医療法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当なし

9 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

10 重要な後発事象に関する事項

該当なし

1.1 その他医療法人の財政状況又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

①債権の金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高

科 目	債券金額 (千円)	貸倒引当金残高 (千円)	貸借対照表残高 (千円)
事業未収金	879,402	1,858	877,543
計	879,402	1,858	877,543

②簡便法適用しているが、会計基準適用時差異未処理額が存在する場合の退職給付関係

(1) 退職給付債務及びその内訳

(単位：千円)

① 退職給付債務	846,402
② 年金資産	—
③ 会計基準適用時差異の未処理額	△372,262
④ 退職給付引当金 (①+②+③)	474,139

(2) 会計基準適用時差異の処理年数 10年

③補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

(単位：千円)

交付者	内 訳	交付金額	影 韵 額
厚生労働省 職業安定局	特定求職者雇用開発助成金 他	1,962	
厚生労働省	新型コロナウイルス感染症拡大防止継続支援補助金	886	
鹿児島県	新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保補助金	25,288	5,585
鹿屋市	令和3年度二次救急医療体制整備補助金	11,219	
鹿児島大学	研修費等補助金	732	732
	合計	40,088	6,317

⑤ 有形固定資産の減価償却累計額 4, 493, 836千円

⑤財務諸表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月9日

社会医療法人恒心会
理事会 御中

小林公認会計士事務所

鹿児島県鹿屋市

公認会計士

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人恒心会令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第33会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、すべての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。